

○静岡県土採取等規制条例施行規則

昭和51年2月24日

規則第4号

静岡県土採取等規制条例施行規則をここに制定する。

静岡県土採取等規制条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県土採取等規制条例(昭和50年静岡県条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土の採取等の計画の届出)

第2条 条例第3条第1項又は第3項の規定による届出は、様式第1号による土の採取等計画届出書によつてしなければならない。

2 条例第3条第2項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 土の採取等の目的

(2) 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬出先及びその他土の運搬に関する事項

3 条例第3条第4項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 土の採取等を行う場所の位置及び土の採取等に係る土の運搬の経路を示す地図(縮尺5万分の1以上)

(2) 土の採取等を行う場所及びその周辺の地域の状況を示す見取図

(3) 土の採取等を行う場所の実測平面図で当該土の採取等の計画を記載したもの(縮尺1,000分の1以上)

(4) 土の採取等を行う場所の実測縦断面図及び実測横断面図で当該土の採取等の計画を記載したもの(縮尺が500分の1以上)

(5) 土の採取等を行う場所の求積図(縮尺500分の1以上)及び土の採取等に係る土量計算書

(6) 土の採取等を行う場所及びこれに隣接する土地の公図の写し

(7) 土の採取等を行う場所で当該土の採取等を行うことについて権原を有することを証する書面

(8) 土の採取等に係る跡地の整備計画平面図(縮尺1,000分の1以上)

(9) その他知事が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 条例第4条第1項又は第2項の規定による届出は、様式第2号による土の採取等変更届出書によつてしなければならない。

2 条例第4条第2項の規定による届出の場合にあつては、前項の届出書に前条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものを添付しなければならない。

(完了等の届出)

第4条 条例第8条の規定による届出は、様式第3号による土の採取等完了(廃止)届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第5条 条例第11条第2項の規定による届出は、様式第4号による土の採取等地位承継届出書によつてしなければならない。

(標識)

第6条 条例第12条の規定による標識は、様式第5号によるものとする。

2 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所並びに電話番号
- (2) 第9条の規定による受理書に記載された受理年月日及び受理番号
- (3) 土の採取等に係る土の数量及び土の採取等を行う期間
- (4) 土の採取等を行う場所の区域の面積並びに土の採取等に係る断面の深さ及び勾配
- (5) 現場責任者の氏名並びに連絡先の住所及び電話番号

(身分証明書)

第7条 条例第13条第3項の身分を示す証明書は、様式第6号によるものとする。

(適用除外)

第8条 条例第14条第1項第1号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 中日本高速道路株式会社
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (8) 日本下水道事業団
- (9) 地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社
- (11) 土地開発公社

2 条例第14条第1項第2号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第17条第1項、第25条第4項若しくは第27条第3項の規定による許可又は同法第28条第1項の規定による届出に係る土の採取等
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条におい

- て準用する場合を含む。)の規定による許可に係る土の採取等
- (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の規定による認可を受けて施行する土地改良事業(国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて行うもの又は株式会社日本政策金融公庫から融資を受けて行うものに限る。)に伴う土の採取等
 - (6) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による許可に係る土の採取等
 - (7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可(同法第19条の規定により許可を受けたものとみなす場合を含む。)に係る土の採取等
 - (8) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第1項の規定による届出又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)の規定による認可に係る施業案に従って行う鉱物の掘採に伴う土の採取等
 - (9) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土の採取等
 - (10) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土の採取等
 - (11) 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による許可に係る土の採取等
 - (12) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業に伴う土の採取等
 - (13) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可に係る開発行為として行う土の採取等
 - (14) 道路法(昭和27年法律第180号)第91条第1項の規定による許可に係る土の採取等
 - (15) 河川法(昭和39年法律第167号)第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土の採取等
 - (16) 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項の規定による許可に係る土の採取等
 - (17) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許を受けて施行する工事に伴う土の採取等
 - (18) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて行う建築に伴う土の採取等
 - (19) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可に係る宅地造成工事に伴う土の採取等
 - (20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土の採取等
 - (21) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第10条第1項の規定による許可又は同法第14条第1項の規定による届出に係る土の採取等

(22) 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)第13条第3項の規定による許可又は同条例第15条第1項の規定による届出に係る土の採取等

(23) 静岡県砂防指定地管理条例(平成15年静岡県条例第35号)第3条第1項の規定による許可に係る土の採取等

3 条例第14条第1項第3号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。

(1) 耕作者が耕作の目的で行う通常管理上必要な土の採取等

(2) 森林法第5条に規定する地域森林計画において定めた林道の開設又は改良に伴う土の採取等

(3) 土の採取等を行う場所の地区の面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、土の採取等に係る土の数量が2,000立方メートル未満である土の採取等

(4) 土の採取等を行う場所の区域及びその周辺の地域が平地の場合における土の採取等で、当該土の採取等に係る断面の深さが1メートル未満のもの

(5) 農業、林業又は漁業を営む者が組織する団体が国又は地方公共団体の補助金の交付を受けて行う当該農業、林業又は漁業の用に供する施設の設置に伴う土の採取等

(一部改正〔昭和62年規則22号・63年53号・平成3年14号・4年50号・9年30号・12年46号・14年19号・19年7号・51号・20年30号・49号・24年36号・27年55号〕)

(受理書)

第9条 知事は、条例第3条第1項若しくは第3項又は第4条第2項の規定による届出を受理したときは、様式第7号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(一部改正〔平成4年規則45号〕)

(書類の経由等)

第10条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、採取等区域(土の採取等を行う場所の区域をいう。)を管轄する土木事務所の長(当該採取等区域が2以上の土木事務所が管轄する区域にわたる場合においては、主たる採取等区域を管轄する土木事務所の長)を経由して提出しなければならない。

2 前項の書類の提出部数は、正副各1部とする。

(全部改正〔平成12年規則46号〕、一部改正〔平成19年規則7号〕)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(昭和62年3月23日規則第22号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年9月20日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月14日規則第14号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月28日規則第45号)

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成4年7月4日規則第50号)

この規則は、平成4年7月4日から施行する。ただし、第8条第1項第12号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月10日規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日規則第30号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第46号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の静岡県土採取等規制条例施行規則の規定及び様式により提出されている届出書は、改正後の静岡県土採取等規制条例施行規則の規定及び様式により提出された届出書とみなす。

附 則(平成14年3月29日規則第19号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第51号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年4月25日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月30日規則第49号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年8月7日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日規則第5号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和4年6月24日規則第30号)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第8条第1項第5号の改正は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県土採取等規制条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定及び様式により提出し、又は掲示されている届出書等は、改正後の静岡県土採取等規制条例施行規則の相当する規定及び様式により提出し、又は掲示されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号 (第2条関係) (用紙 各片日本産業規格A4縦型)

土の採取等計画届出書

年 月 日

様

届出者 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (印)

(電話番号)

(氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県土採取等規制条例 第3条第1項 第3条第3項 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 土の採取等の目的

2 土の採取等を行う場所の区域

所在地		土地の現況	登記簿上の地目	面積 (平方メートル)	土の採取等を行う権利の種類	土地所有者の住所及び氏名	法令等による区域指定等の状況
市町大字 字小字	地番						
計				筆			平方メートル

6 土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区 分	概 要
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等処理するための方法及び施設	
その他の災害を防止するための方法及び施設	

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬出先その他土の運搬に関する事項

(1) 土の運搬方法

区 分	概 要
交通監視人	人
1日の搬出台数及び量	トン車 台 最大延べ 台 立方メートル
運搬主体	

(2) 土の搬出先

(3) その他土の運搬に関する事項

区 分	概 要
経 路	(別添図第 号図参照)
種 類	ア 市町村道 イ 私道 ウ 仮設道路 エ 河川区域 オ その他
種 別	ア 契約(同意) 有 イ その他
重 量 制 限	ア 有 (トン) イ なし
舗 装	ア 有(延長 メートル) イ なし(ただし)
学童の通行状況	ア 多い イ 少ない ウ なし

(注) 該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

(1) 跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

深 さ	最大 メートル	のり面の勾配	最大 度
のり面の小段の高さ	最大 メートル	のり面の小段の幅	最小 メートル

イ のり面等の保護の方法

方 法	概 要
植 栽	
種 子 吹 付 け	
擁 壁 そ の 他	

(注) 概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください。

(2) 跡地の利用方法

9 現場責任者の氏名及び住所

氏 名

住 所

(電話番号)

10 土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要 (条例第3条第3項の規定による届出の場合に限る。)

様式第2号 (第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

土の採取等変更届出書

年 月 日

様

届出者

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (印)

(電話番号)

(氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県土採取等規制条例 第4条第1項 第4条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

年 月 日 第 号

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 変更の理由

4 変更の年月日

年 月 日

様式第3号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

土の採取等完了（廃止）届出書

年 月 日

様

届出者 住所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕 印

（電話番号 ）

〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。〕

静岡県土採取等規制条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 完了（廃止）前の届出書の受理年月日及び受理番号
年 月 日 第 号
- 2 完了（廃止）年月日
年 月 日
- 3 土の採取等に係る場所
- 4 理由（廃止した場合に限る。）
- 5 土の採取等に係る場所の区域の現況

様式第4号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

土の採取等地位承継届出書

年 月 日

様

届出者
住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕^印
(電話番号)
〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。〕

静岡県土採取等規制条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 承継前の届出者の受理年月日及び受理番号

年 月 日 第 号

2 土の採取等に係る場所

3 承継年月日

年 月 日

4 被承継者

(1) 住 所

(2) 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

5 承継の原因

様式第5号（第6条関係）

↑ 70センチメートル以上 ↓	← 1メートル以上 →	
	静岡県土採取等条例 による土採取等標識	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の 氏名) (電話番号)
	届出書受理年月日及び受理番号	
	土の採取等に係る土の数量及び 期間	
	土の採取等の区域の面積並びに 断面の深さ及び勾配	
現場責任者の氏名及び連絡先の 住所	(電話番号)	
↑ 50センチメートル以上 ↓	↓	

様式第6号 (第7条関係)(規格 縦6センチメートル、横9センチメートル)
(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 氏 名	
生年月日	年 月 日生
上記の者は、静岡県土採取等規制条例第13条第2項の規定により立入検査等を行う者であることを証明する。	
	年 月 日
	静岡県知事 氏 名 印

(裏)

静岡県土採取等規制条例抜粋	
(報告の徴収及び立入検査等)	
第13条	
2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土の採取等を行う者の事務所、土の採取等を行う場所その他その業務を行う場所に立ち入り、土の採取等の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	
3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(罰則)	
第18条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。	
(4) 第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

受 理 書

第 号
年 月 日

様

受理者 印

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第 条第 項の
規定による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

1 土の採取等を行う場所の区域

2 受理年月日

年 月 日

3 受理番号

第 号